

# 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人かなぎ福祉会(以下「本会」という。)の定款第10条及び第25条の規定等に基づき、役員及び評議員等の出席報酬・業務報酬、旅費(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員・評議員・報酬・旅費の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第18条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 旅費とは、職務遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等の実費をいう。  
報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に定款第25条で定める金額の範囲内で報酬等を支給することができる。

2 評議員には、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

3 本規程第5条(適用範囲)(1)から(5)に定める者について、別表1のとおり報酬等を支給することができる。

4 前1項から3項について、以下の業務に従事した場合に報酬等を支給する。

- (1) 定款・定款細則・諸規程・法人事務分掌等による業務
- (2) 理事会への出席
- (3) 評議員会への出席
- (4) 監事による定期又は臨時監査
- (5) 行政機関による監査の立会
- (6) 役員等の研修会への参加及び他の施設の視察業務など
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

5 役員及び評議員等は事前に別紙を提出することにより、第3条の報酬等を受け取らないことができる。この場合でも役割や責務を軽減することとはならない。また、この辞退はいつでも撤回できる。

6 報酬等は、次の様式により支給する。

様式1「報酬・旅費申請書」

様式2「出勤簿」

## (報酬等の額の決定)

第4条 本会の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

2 本会の全監事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

3 本会の全評議員の報酬総額は、年間300万円以内とする。

4 本会の理事、監事、評議員各々の報酬の支給の基準額は、別表1に定めるとおりとする。

5 前各項の基準を定めるにあつては、本会の経理の状況その他の事情を考慮

して、不当に高額なものとならないよう、報酬額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬の支給の基準を定めるものとし、公表しなければならない。

(適用範囲)

第5条 この規程の適用範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 運営協議会の委員
- (4) 評議員選任・解任委員
- (5) その他

(適用除外)

第6条 前条による者のうち、職員等を兼務する者についてはこの規程は適用しない。ただし、旅費については職員の旅費に関する規程によらない場合は第2条(4)によるものとする。

(報酬等の支給日)

第7条 報酬等は、当月末締めとし、翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、直前の金融機関営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成20年3月6日より実施する。

この規程は平成27年4月1日より改定する。

この規程は平成29年4月1日から改定する。

この規程は平成31年4月1日から改定する。

別表1 報酬・旅費（交通費・宿泊費）

区 分	報 酬 (出席報酬・ 業務報酬)	旅 費				
		鉄 道 賃	車 賃	航空賃 ・ 船 賃	宿 泊 料	
					県 内	県 外
理 事 監 事 評議員 運営協議会委員 評議員選任・解任委 員 その他	5000 円	旅客運賃 急行料金及び 特別急行・特 別車料金・座 席指定料金	1キロ 50円	現に支 払った 旅費運 賃の額	10000	15000

(備考)

やむを得ぬ事情により、規定以上の支出があったときは、その差額を支給する。  
旅費の1円未満の端数は、切り捨てとする。